

新型コロナウイルス感染症支援策のお知らせ

生活困窮者自立支援金

☎ 市 福祉政策課 ☎ 53-5120 ☎ 53-5119

新型コロナウイルス感染症により生活に困窮する世帯に対し行う自立支援金です。

対象

- ・社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付を受けたまたは、申請した人
- ・収入や資産(預貯金額等)が基準額以下である
- ・求職活動を行う 等

支給金額

単身世帯:6万円/月 2人世帯:8万円/月 3人以上世帯:10万円/月

支給期間

3カ月

申請方法

申請書類を郵送または持参にて福祉政策課へ提出

締め切り
11月30日(火)

詳しくはこちら▼



減収緩和支援金

☎ 市 農林商工課 ☎ 53-5146 ☎ 53-5139

対象

- ・市内に事業所を有する小規模事業者(雇用保険に加入する従業員数が20人以下)
- ・令和3年1月～12月の期間で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を最も受けた月の売り上げに12を乗じた額が、令和2年または令和元年の総売上額より20%以上減収となる事業者 等

支給金額

5万円～20万円

申請方法

下記申請書類を農林商工課へ提出

締め切り
令和4年1月31日(月)

詳しくはこちら▼



従業員数(非正規労働者を含む)	支給金額
5人以下	5万円
6人以上10人以下	10万円
11人以上15人以下	15万円
16人以上	20万円

申請方法

下記申請書類を農林商工課へ提出

- ・市指定の申請書兼請求書
- ・令和元年または令和2年分の営業等収入額がわかる書類(確定申告書等の写し)
- ・令和3年1月から12月で感染症の影響を最も受けた月の帳簿等の写し
- ・従業員名簿(従業員を雇用している場合に必要)
- ・事業所等の所在地がわかる書類(確定申告書、開業届等の写し)
- ・振込先口座通帳の写し(申請者名義に限る)

学校休業等対応緊急応援金

☎ 市 子育て支援課 ☎ 53-5131 ☎ 53-5128

小学校等の臨時休校等に伴い、家庭で保育を行うために無給の休暇取得等を余儀なくされた保護者への応援金です。

対象

市内在住で、以下の全てに該当する保護者等(1世帯につき1人)

- ・令和3年4月1日現在で12歳未満の子どもを持つ保護者
- ・労働者または個人事業主(フリーランス含む)
- ・休暇取得中の給与等の補填に当たる公的な給付金を受給しない人

締め切り
8/1～10/31の期間に休暇を取得した場合
12月28日(火)
11/1～12/31の期間に休暇を取得した場合
令和4年2月28日(月)

支給金額

7,500円

(労働時間4時間以下3,750円)
※取得した休暇1日当たりの金額

就学・奨学支援臨時給付金

☎ 市 教育総務課 ☎ 53-5151 ☎ 53-5129

対象

- 市内在住で、以下の全てに該当する保護者等
- ①小学校～高等学校および大学等へ通学する子の保護者等
 - ②令和2年分の所得の合計額が585万円以下の保護者等
 - ③保護者等の主たる収入が下記のいずれかに該当する人
 - ④保護者等および生計を共にする人に市税等の滞納がない人
 - ⑤本年度にこの給付金を受けていない人

支給金額

小学生 : 60,000円/人
中学生 : 75,000円/人
高校生 : 120,000円/人
大学生等 : 240,000円/人

詳しくは11月1日から公開の
市公式ウェブサイトをご覧ください。

給与収入者

3月～10月までの給与収入の合計が、令和元年の同期間と比較して20%以上減少

事業収入者

3月～10月までで、新型コロナウイルス感染症の影響を最も受けた月の事業収入額に12を乗じて得た額と、令和元年分の事業収入額を比較して20%以上減少

休業した観光拠点施設の出荷者を支援します

☎ 市 シティセールス課 ☎ 53-5140 ☎ 53-5139

緊急事態宣言により市が休業要請した観光拠点施設である「醒井水の宿駅」と「近江母の郷文化センター」に農作物等が出荷・販売できずに収入が減少した出荷者を支援します。詳しくは、出荷者組合を通じてお知らせします。

対象

8月27日～9月30日まで休業した
直売所の出荷者

支給金額

対象となる月の売上額の8割(上限10万円)